

宮古島市日常生活用具給付内容一覧

区分	種目	性能	対象者	上限額	耐用年数
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	腕、脚部の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	(1) 学齡児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者。ただし、床からの立ち上がり及び起き上がりに介助を要する者に限る。 (2) 難病患者等で寝たきり状態にある者	154,000円	8年
	特殊マット	褥瘡（じょくそう）防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	(1) 3歳以上で知的障害の程度が重度又は最重度の者 (2) 3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害が2級以上の児童 (3) 18歳以上の下肢又は体幹機能障害が1級で、常時介護を要する者 (4) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	19,600円	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	(1) 学齡児以上の下肢又は体幹機能障害が1級で、常時介護又は介助を要する者 (2) 難病患者等で自力で排尿できない者	67,000円	5年
	入浴担架	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもので、浴槽を含まない	3歳以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上で、入浴に当たって、家族等の介護又は介助を要する者	82,400円	5年
	体位変換器	障がい者等又は介護者が体位を変換させるのに容易に使用できるもの	(1) 学齡児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上で、下着交換、褥瘡の予防又は臥床時の良肢位保持等に当たって、家族等の介護又は介助を必要とする者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	15,000円	5年
	移動用リフト	障がい者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	(1) 3歳以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者	159,000円	4年

種目	性能	対象者	上限額	耐用年数	
訓練いす	原則として付属のテーブルを付けるものとする	3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害が2級以上の児童	33,100円	5年	
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできる器具を附帯しているもの	(1) 下肢又は体幹機能障害が2級以上の学齢以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者	159,200円	8年	
簡易浴槽 (給湯ポンプ、ホース等含む)	障がい者等の負担が少なく介助者が容易に使用できるもの	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者で、入浴に当たって介助を必要とする者。ただし、既存の浴槽での入浴又は浴室への移動が困難な者に限る。 (2) 難病患者等で入浴に当たって介助を必要とする者。ただし、既存の浴槽での入浴又は浴室への移動が困難な者に限る。	190,000円	6年	
洗髪器	空気式等で障がい者等又は介助者が容易に使用できるもの	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者で、入浴に当たって介助を必要とする者。ただし、浴室への移動が困難な者で簡易浴槽等での洗髪を含む一連の入浴作業が困難な者に限る。 (2) 難病患者等で入浴に当たって介助を必要とする者。ただし、浴室への移動が困難な者で簡易浴槽等での洗髪を含む一連の入浴作業が困難な者に限る。	18,000円	3年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の補助、浴槽への入水等を補助することができ、障がい者等又は介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅改修を伴うものは除く。）	(1) 3歳以上で下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に当たって、介助を必要とする者 (2) 難病患者等で入浴にあたって介助を要する者	90,000円	8年
便器（差し込み便器）	臥床状態にて臀部下に差し込んで使用する便器	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者	4,450円	8年	

種 目	性 能	対 象 者	上限額	耐用年数
便器（和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの）	既存の和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	(1) 学齡児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者	8,000円	8年
便器（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）	既存の洋式便器の上に置いて高さを補うもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	(1) 学齡児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者	8,000円	8年
便器（便座・バケツ等からなり、移動可能な便器）	便座、バケツ等からなり、移動可能な便器	(1) 学齡児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者。ただし、トイレまでの移動が困難な者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者	15,000円	8年
T字状・棒状の杖	十分な強度を有するもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者。ただし、比較的障害の程度が軽度で、歩行補助杖の使用により歩行機能が補充される者	3,000円	3年
移動・移乗支援用具	転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安全性を有するもの（住宅改修を伴うものは除く。）	(1) 3歳以上で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等で下肢が不自由な者	60,000円	8年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ・革を主材料に製作されたもの B スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作されたもの	(1) 療育手帳の交付を受けた者（児）で、てんかんの発作等による転倒で頭部を強打するおそれのある者 (2) 下肢機能障害又は体幹機能障害のうち転倒等により頭部を強打するおそれのある者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）、又は自立支援医療（精神通院医療）を受給しているもので、てんかんの発作等による転倒で頭部を強打するおそれのある者	A 12,160円 B 36,750円	3年

種 目	性 能	対 象 者	上限額	耐用年数	
特殊便器	温水・温風を出すことができるもの。ただし、取り替えに当たって住宅改修を伴うものは除く。	(1) 学齢児以上で知的障害の程度が重度又は最重度の者で、自ら排便処理が困難な者 (2) 学齢児以上の上肢機能障害が2級以上の者で、自ら排便処理が困難な者 (3) 難病患者等で上肢機能に障害がある者	151,200円	8年	
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	(1) 知的障害の程度が重度又は最重度の者 (2) 身体障害手帳の障害程度の種別に関わらず火災発生の感知・避難が著しく困難な者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）であって火災発生の感知・避難が著しく困難な者 (4) 火災発生の感知・避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準じる世帯	15,500円	8年	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	(1) 知的障害の程度が重度又は最重度の者 (2) 身体障害手帳の障害程度の種別にかかわらず火災発生の感知・避難が著しく困難な者 (3) 火災発生の感知・避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準じる世帯	28,700円	8年	
電磁調理器	障がい者等が容易に使用できるもの	(1) 18歳以上で視覚障害が2級以上の者 (2) 18歳以上で、知的障害の程度が重度又は最重度の者	41,000円	6年	
種 目	性 能	対 象 者	上限額	耐用年数	
歩行時間延長信号機用小型送信機	障がい者等が容易に使用でき、歩行時間延長信号送信機能を有するもので障害者等が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	7,000円	10年	
聴覚障がい者用屋内信号装置	音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	18歳以上の聴覚障害が2級以上の者	87,400円	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害が3級以上で、人工透析を必要とする者（児）のうち、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として3歳以上）	51,500円	5年
	ネブライザ	障がい者等が容易に使用で	(1) 学齢児以上の呼吸器機能障	36,000円	5年

一 (吸入器)	きるもの	害が3級以上の者又は同程度の障害を有し、医師に必要と認められる者 (2) 難病患者等で呼吸機能に障害がある者		
電気式たん吸引器	障がい者等が容易に使用できるもの	(1) 呼吸器機能障害が3級以上の者又は同程度の障害を有し、医師の意見書等により自己排痰困難であり、当該用具によらなければ痰の喀出が困難であると認められる者 (一過性のものではなく回復の見込みがない者) (2) 難病患者等で呼吸機能に障害がある者	56,400円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用できるもの	(1) 呼吸器機能又は心臓機能障害者のうち、その障害の程度が3級以上の者又は同程度の障害を有すると医師が認める身体障がい者 (児) であって、当該用具が必要であると認められる者 (2) 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円	5年
酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの	医療保険等の在宅酸素療法を受けている呼吸器機能障害を有する者	17,000円	10年
種 目	性 能	対 象 者	上限額	耐用年数
盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい者 (児) が容易に使用できるもの	学齡児以上の視覚障害2級以上の者	9,000円	5年
盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の者のみの世帯及びこれに準じる世帯の者	18,000円	5年
盲人用血圧計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の者。ただし、40歳未満の者については、医師の意見書により血圧計の必要性が認められる者に限る。	18,400円	5年
発電機 (インバータ式) *定格出力900VA以上 (医療機器が稼働するもの)	障がい者が容易に使用できるもの	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者であって、緊急時の発電機使用に際し自身で責任を負える者 (2) 難病患者等で呼吸機能に障害があり、緊急時の発電機使用に際し自身で責任を負える者 (蓄電池と発電機はどちらか1つに限る。ただし必要に応じて併用可能とする。)	100,000円	10年

	蓄電池	障がい者又は介護者が容易に使用でき、蓄電機能を有する正弦波交流出力が300W以上のもの	(1) 呼吸機能障害が3級以上の者又は同程度の障害を有し、医師の意見書等により必要と認められる者 (2) 難病患者等で呼吸機能に障害がある者（蓄電池と発電機はどちらか一つに限る。ただし必要に応じて併用可能とする。）	80,000円	5年
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者等が容易に使用できるもの	学齢児以上の音声機能又は言語機能若しくは肢体不自由者で、発声・発言機能に著しい障害を有する者	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	障がい者が情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するにあたり、必要となる周辺機器やソフト等。障がい者が容易に使用できるもの	上肢機能障害又は視覚障害の程度が2級以上の者（児）。ただし、過去に沖縄県障害者バリアフリー化支援事業の助成を受けていない者	100,000円	1回限り
	種目	性能	対象者	上限額	耐用年数
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことができるもの	視覚障がい者及び聴覚障害の重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上）又は視覚障害1級以上で、点字を取得しており、就学、就労に必要と認められる者	383,500円	6年
	点字器	障がい者が容易に使用できるもの	視覚障害のある身体障がい者（児）	10,400円	7年
	点字タイプライター	視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害が2級以上の者（児）	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	85,000円	6年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音された図書の再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	35,000円	6年
	視覚障がい者用地上デ	AM/FMラジオ、地デジ放送、緊急警報放送を受信で	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	8,980円	5年

デジタル放送 対応ラジオ	きるもので視覚障がい者が 容易に使用できるもの			
視覚障がい 者用活字文 書読上げ装 置	文字情報を読み取り、音声 信号に変換して出力する機 能を有するもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上 の者	99,800円	6年
視覚障がい 者用拡大読 書器	画像入力装置を読みたいも の（印刷物等）の上に置く ことで簡単に拡大された文 字（画像）等をモニターに 映し出せるもの	学齢児以上の視覚障がい者（児） で、この装置により文字等を読む ことが可能になる者	250,000円 円	8年
種 目	性 能	対 象 者	上限額	耐用年数
盲人用時計	視覚障がい者が容易に使用 できるもの	18歳以上の視覚障害が2級以上の 者	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障がい 者用通信装 置	一般の電話に接続すること ができ、音声の代わりに文 字等により通信が可能な機 器で、障がい者等が容易に 使用できるもの	学齢児以上で聴覚又は音声若しく は言語機能に著しい障害を有し、 コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められる者	71,000円	5年
聴覚障がい 者用情報受 信装置	字幕及び手話通訳付きの聴 覚障がい者（児）用番組並 びにテレビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を合成した ものを画面に出力する機能 を有し、かつ、災害時の聴 覚障がい者（児）向け緊急 信号を受信するもので、聴 覚障がい者（児）が容易に 使用できるもの	聴覚障がい者（児）で、本装置に よりテレビ視聴が可能となる者	88,900円	6年
人工内耳用 電池	現に使用する人工内耳体外 装置に使用するもので、聴 覚障害者等が容易に使用で きるもの。ただし、電池と 充電機は併給できない。	聴覚障害者であって、現に人工内 耳を装着しているもの	電池2,500 円	1月
			充電機 18,000円	1年
			充電器 24,000円	2年
人工喉頭	（笛式） 代用音声の用具で、呼気によ りゴム等の膜を振動させ、ビ ニール等の管を通じて音源を 口腔内に導き、構音化するもの	音声機能又は言語機能に障害を有 し、喉頭を喪失し人工喉頭を必要 とするもの（埋込型用人工鼻は常 時埋込型の人工喉頭を使用してい るものに限る）	（笛式） 5,000円	4年

		(電動式) 代用音声の用具で、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		(電動式) 70,100円	5年
		(埋込型用人工鼻) 気管孔に取り付けるフィルター及び固定用シールで、鼻の機能の代わりにするもの		(埋込型用人工鼻) 23,100円	1ヶ月
	種 目	性 能	対 象 者	上限額	耐用年数
	点字図書	点字により作成された図書で月間や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。	視覚障がい者(児)	—	—
	物品識別装置	触覚だけでは識別できない物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障がい者が容易に使用できるもの	学齢児以上で視覚障害が2級以上の者	34,000円	6年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	(消化系) 低刺激性の粘着剤を使用した密着型又は下部開放型の収納袋	膀胱又は直腸機能障がい者(児)で、ストーマ装具を必要とする者	(消化系) 9,200円	1ヶ月
		(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密着型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの		(尿路系) 12,100円	1ヶ月
	紙おむつ等	紙おむつ、洗腸用具、さらし、ガーゼ等の衛生用品	(1) 直腸機能障害又は膀胱機能障害のある者で、ストーマ周辺の皮膚に著しいびらんがある等の理由でストーマ等の装着が困難な者で、紙おむつ等の用具を必要とする3歳以上の者 (2) 直腸機能障害又は膀胱機能障害のある者で先天性疾患に起因する神経障害による高度な排尿・排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等の用具類	11,300円	1ヶ月

			<p>を必要とする3歳以上の者</p> <p>(3) 脳性まひ等脳原性運動機能障害による高度の排便・排尿の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要とする3歳以上の者</p> <p>(4) 重度の身体障がい者（児）又は重度の知的障がい者（児）で、常時介助を要する紙おむつ等の用具類を必要とする3歳以上の者</p>		
	収尿器	収尿のための用具で、採尿器と収納袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	脊椎損傷又は二分脊椎等により排尿障害があり、排尿コントロールが困難で収尿器を必要とする者	<p>(男子用)</p> <p>普通型 7,700円</p> <p>簡易型 5,700円</p> <p>(女子用)</p> <p>普通型 8,500円</p> <p>簡易型 5,900円</p>	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。住宅改修の範囲は次に掲げる購入費及び改修工事費とする。</p> <p>①手すりの取り付け</p> <p>②段差の解消</p> <p>③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>④引き戸等への扉の取替え</p> <p>⑤和式便器から洋式便器等への便器の取替え</p> <p>⑥その他前号に付帯して必要な工事</p>	<p>(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する障害等級が3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害が2級以上の者</p> <p>(2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者</p> <p>対象者が次のいずれかに該当するときは、支給を行わないものとする。</p> <p>1 住宅改修において申請前に着手又は改修工事が完了している場合</p> <p>2 住宅改修において、居住している住宅が借家等である場合に、家主等の承諾が得られないとき</p>	200,000円	1回限り